米国サプライチェーン参画に向けたセミナーおよび相談窓口

米国サプライチェーンへの参画に向けたハンドブック

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2025年7月7日

Building a better working world

目次

1 日米防衛調達の予算制度、調達タイムライン 3

2 FAR/DFARSの見方 8

3 参入プロセス 18

4 NATOカタログ制度との関連 38

5 Buy Americanルール 45

※ 本資料にて提供する情報について、個別の事業への適用は貴社のご責任にて判断いただくことを前提としています。提供する情報が最新かつ正確であることの確保には努めますが、本資料にて提供した情報を利用した結果に相談窓口の委託企業が責任を負うものではありません。

1　日米防衛調達の予算制度、調達タイムライン

米国防衛調達への参入にあたっては、日米間での予算編成プロセスや予算の柔軟性の差異に注意が必要

1. 日米予算制度の違い

- 日米の予算編成プロセスは概ね同様の流れだが、予算年度設定や予算編成の所要期間に差異がある。（日米予算プロセスの詳細は、P.2-4参照」）
- 予算編成プロセス以外の予算関連制度については、主に以下のような差異がある。

	日本	米国
予算年度	▸ 4月1日から翌年の3月31日	▸ 10月1日から翌年の9月30日
予算決定権限	▸ 予算は内閣が作成し、国会が審議・承認することで決定される ▸ 内閣が国会に提出した予算案が、国会で大きく変更されることは稀	▸ 大統領が予算案を提出するが、議会が予算に対して大きな権限を有しており、予算案を大幅に変更することができる
予算の柔軟性	▸ 予算の執行において、比較的柔軟性が少なく、予算の変更等には国会の承認が必要となる場合が多い	▸ 議会で予算が承認された後も、大統領には予算の執行に関して一定の裁量が与えられている ▸ 大統領の権限により、予算の再配分や緊急支出などに柔軟に対応することができる

米政府の予算編成プロセスは、主に①OMBによる予算案策定、②議会審議、③実行の3段階で構成される

2. 米政府の予算編成プロセス

- 行政府の予算編成においては、行政管理予算局（OMB; Office of Management and Budget） が中心になって各行政機関との折衝や調整を行っている。大統領直属の機関であるOMBは、大統領の理念を行政府全体で実現し監督する機関である。

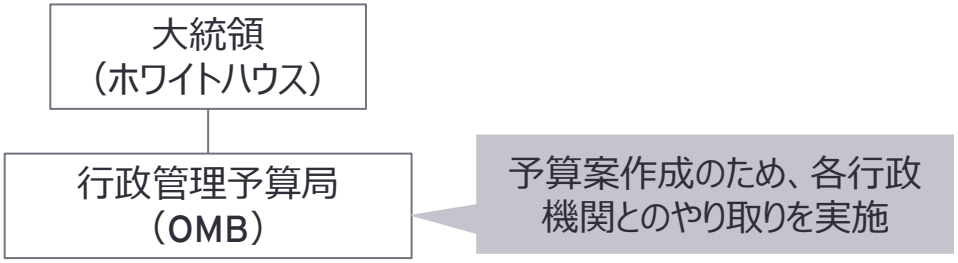

- 予算編成プロセスは、1. OMBによる予算案策定、2. 議会審議、3. 実行の3つのフェーズに分けられる。
- 事前に国防総省（DoD）などの行政機関が内部で予算案を編成し、1のフェーズにおいてOMBに対し予算案を提出する。

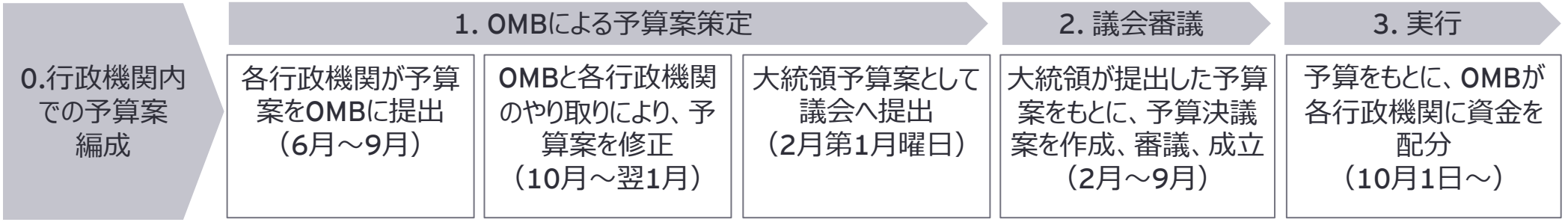

DoDの予算編成は、毎年7月頃までに計画されたU.S. Navy等のDoD下部機関からのニーズに基づき、DoDが策定する

3. DoDの予算編成プロセス

- DoDの下部機関（例：U.S. Navy）の予算は、DoDがOMBに予算案を提出する前に策定されます
- DoDの下部機関は、通例、3月から8月にかけて、次年度のプログラム目標文書（POM）と予算案を策定します。そのため、次年度における予算確保を目指す場合は、3月よりも早く、DoDまたは下部機関のニーズを発掘する必要があると考えられます

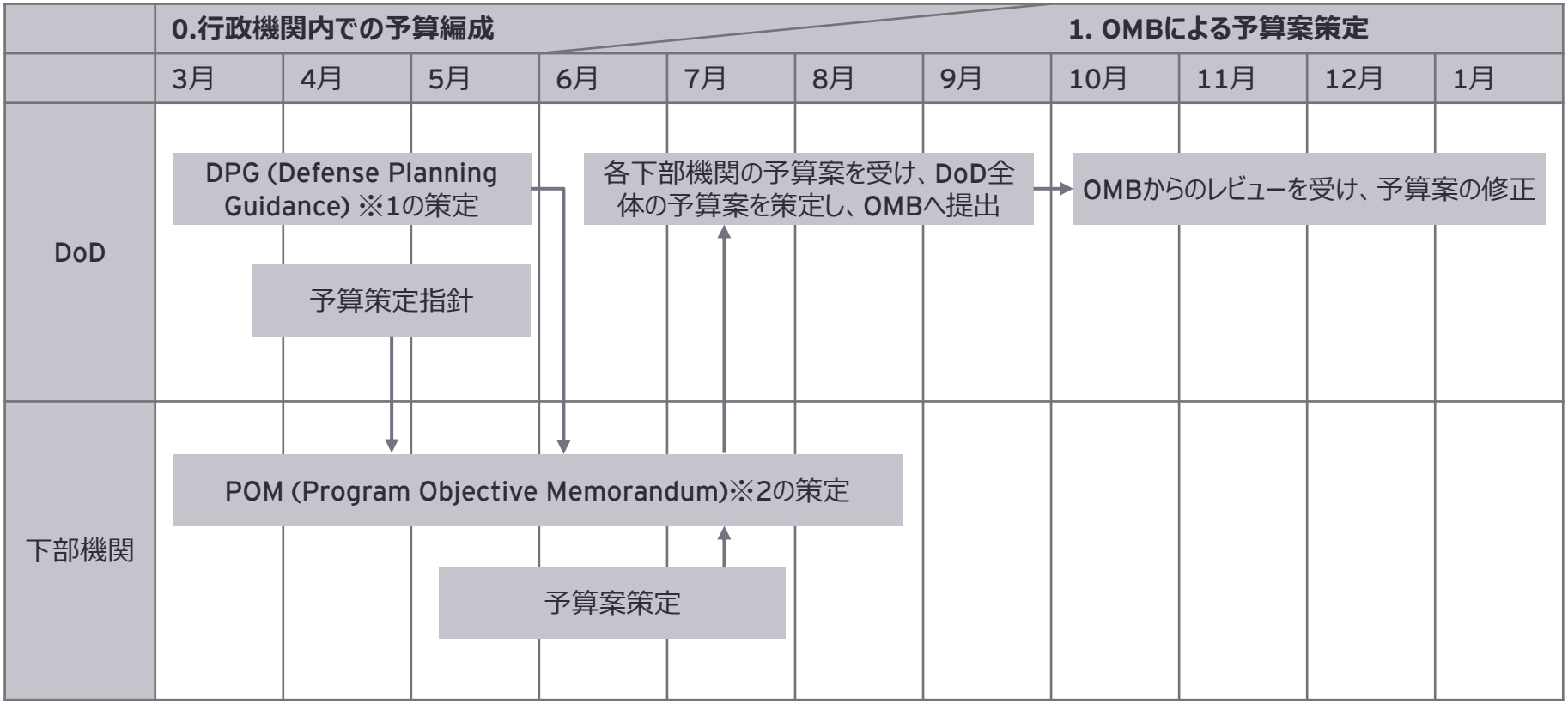

※1 DPG (Defense Planning Guidance)は、全体の目標、優先順位、財政目標を設定し、下部機関の活動内容と予算の推奨事項を指導するもの
※2 POM (Program Objective Memorandum)は、下部機関がDPGを満たすためにどのように資金を使用するかについて述べたもの

日本の防衛省では、毎年6月頃までに計画された各幕・機関等の予算案に基づき、防衛省内局が防衛省全体の予算案を策定する

4. 防衛省の予算編成プロセス

- 防衛省の場合、各幕、機関等で計画された予算案に基づき、防衛省内局が防衛省全体の予算案を策定します
- 防衛省内局が作成した予算案を8月末に概算要求として提出した後、9月以降は、概算要求を踏まえた予算案の審議が行われ、財務省原案が作成されます。政府内での最終調整を経て政府予算案が作成され、それらの国会審議を経て予算が決定されます

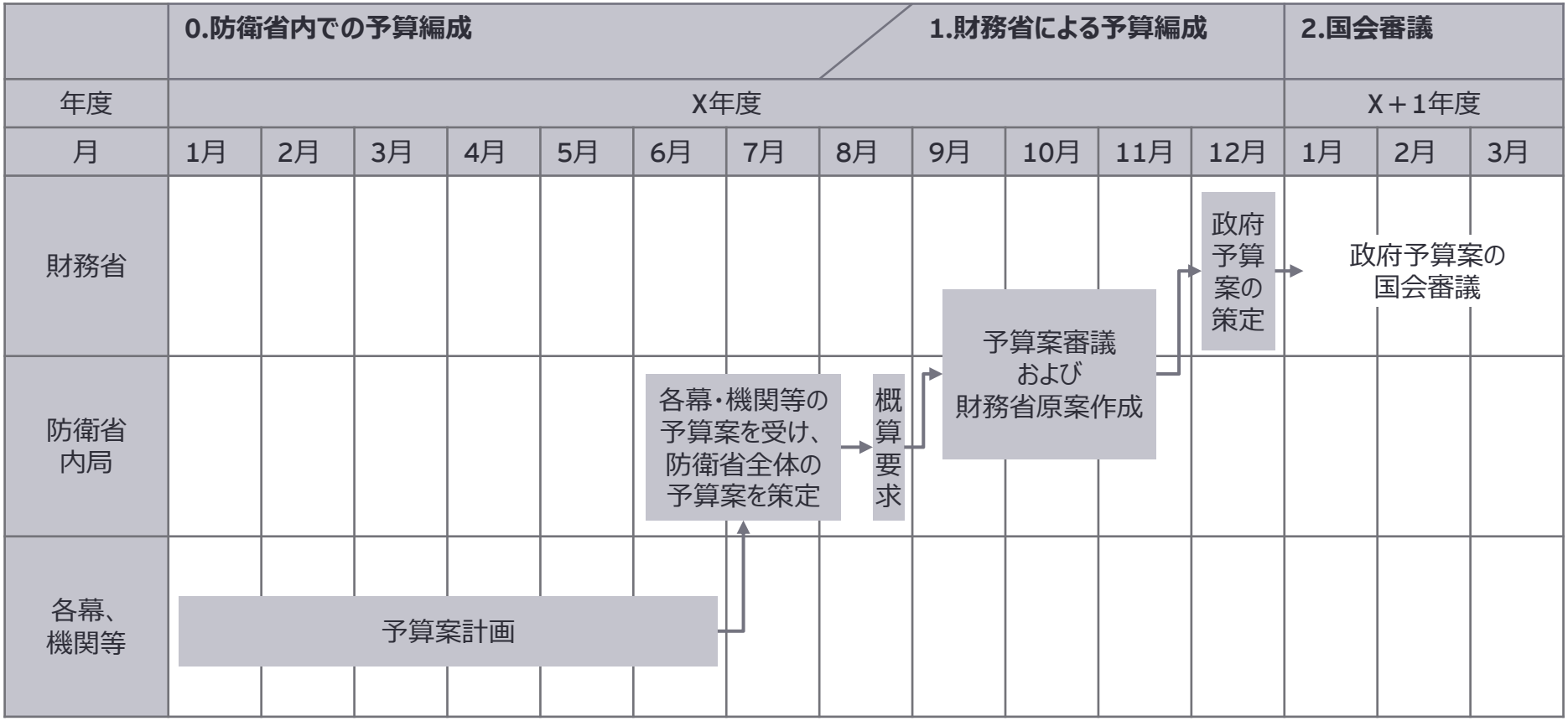

2　調達規則（FAR／DFARS）の見方

U.S.Cは連邦法を主題別に組織化した法典であり、U.S.C.の執行方法を規定している連邦規則集であるCFRの中の、Title48のChapter 1, 2がFAR/DFARSに該当する

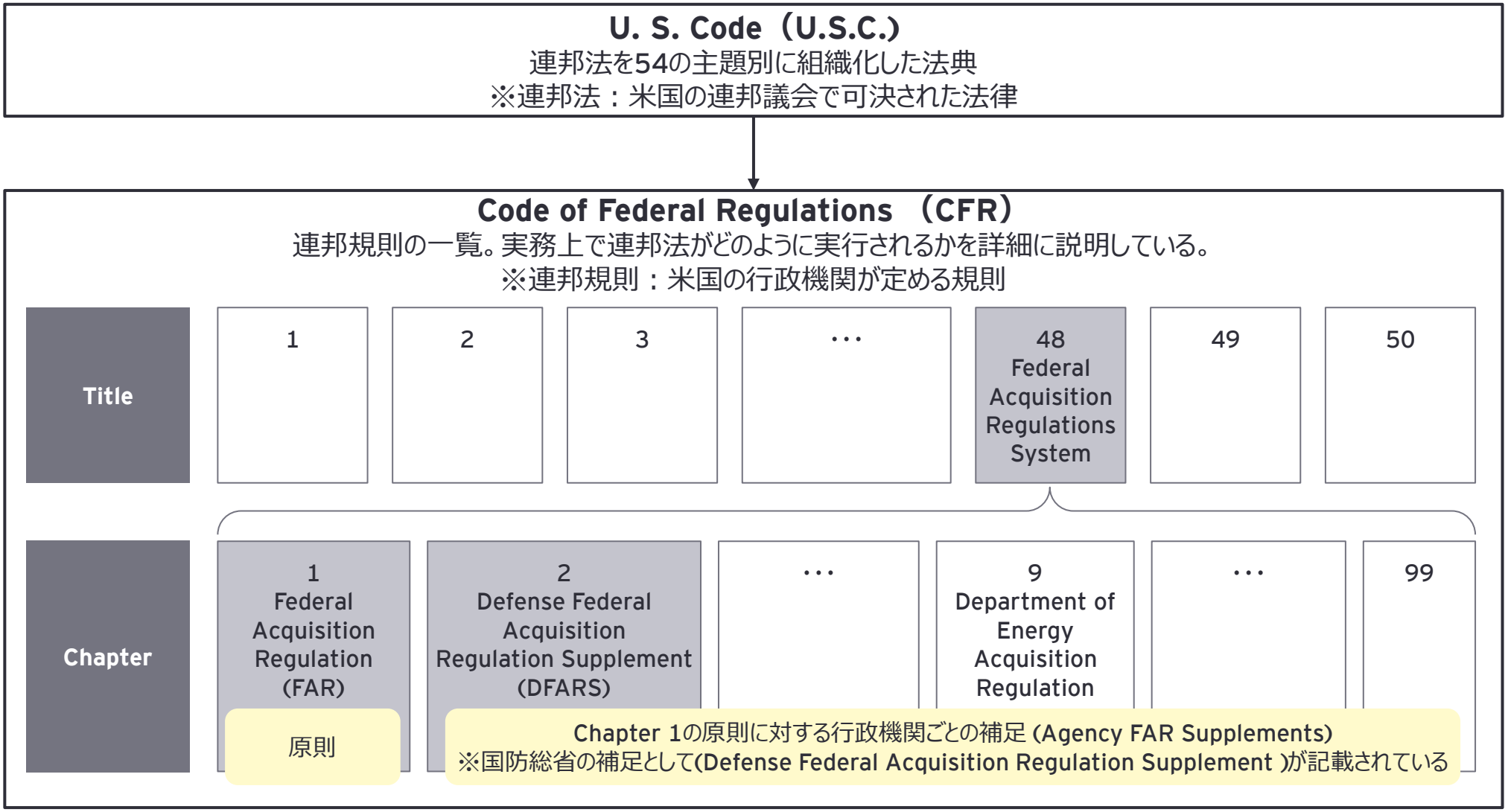

1. How to Find Laws and Regulations | USPTO

FAR(Federal Acquisition Regulation)とは、米国政府が請負業者と取引を行う方法に関する普遍的な一連の規則であり、米国調達への参入にあたっては遵守が求められている

FARとは（※1）	▸ 行政機関が行う物品・役務の調達取引に適用される一般的な規則である ▸ FARには契約条項や満たすべき要件が含まれる
作成者（※1）	▸ FARはDoD（国防総省）、GSA（アメリカ国家総合サービス局）、NASA（アメリカ航空宇宙局）の3つの機関によって発行、更新、維持される
設定目的（※2）	▸ すべての行政機関による調達に対する均一な政策と手続きを成文化し、公表する
対象機関	▸ 米国政府の組織と職員に関する法律を取り扱う5 U.S.C. 101、102、および104(1)にて定められた行政機関・軍事機関・独立した設立機関 ▸ 貨幣と金融に関する法律を扱う31 U.S.C. 9101で定められた全額政府所有の法人
対象取引	▸ 行政機関による調達資金での物品や役務の取得取引
企業がFARを参照すべき理由（※3）	▸ 主に以下の4つの観点から、企業はFARを参照するべきである ①米国政府の契約者となった際に担う責任と権利を理解する ②入札に参加する際に、具体的に何が期待されているかを正確に理解する ③連邦契約に署名する際に、具体的にどのような契約をしているのかを正確に理解する ④FAR における政府との交渉や手順を正確に理解した上で、政府との交渉に臨む

1. Federal Acquisition Regulation | GSA
2. FAR 1.101 参照
3. https://selectgcr.com/blog/2021-guide-to-the-federal-acquisition-regulations/

FARは全53パートから成り、主に、①政府調達に関する一般的な規定、②調達方法・システム、社会経済プログラム等に関する規定、③契約条項や書類に関する規定の3つに分類される

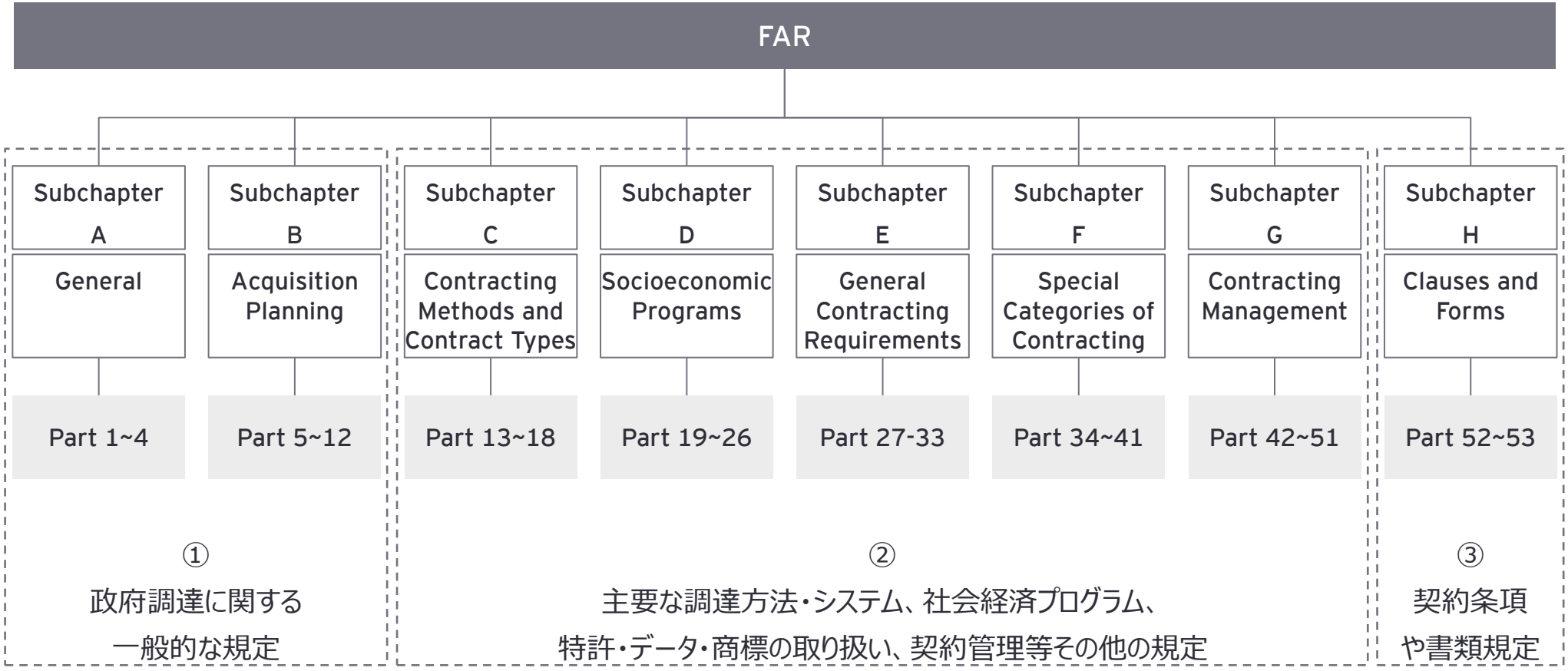

FARは、53のパートにそれぞれ結びつくサブパート、セクション、サブセクションの階層から構成されている

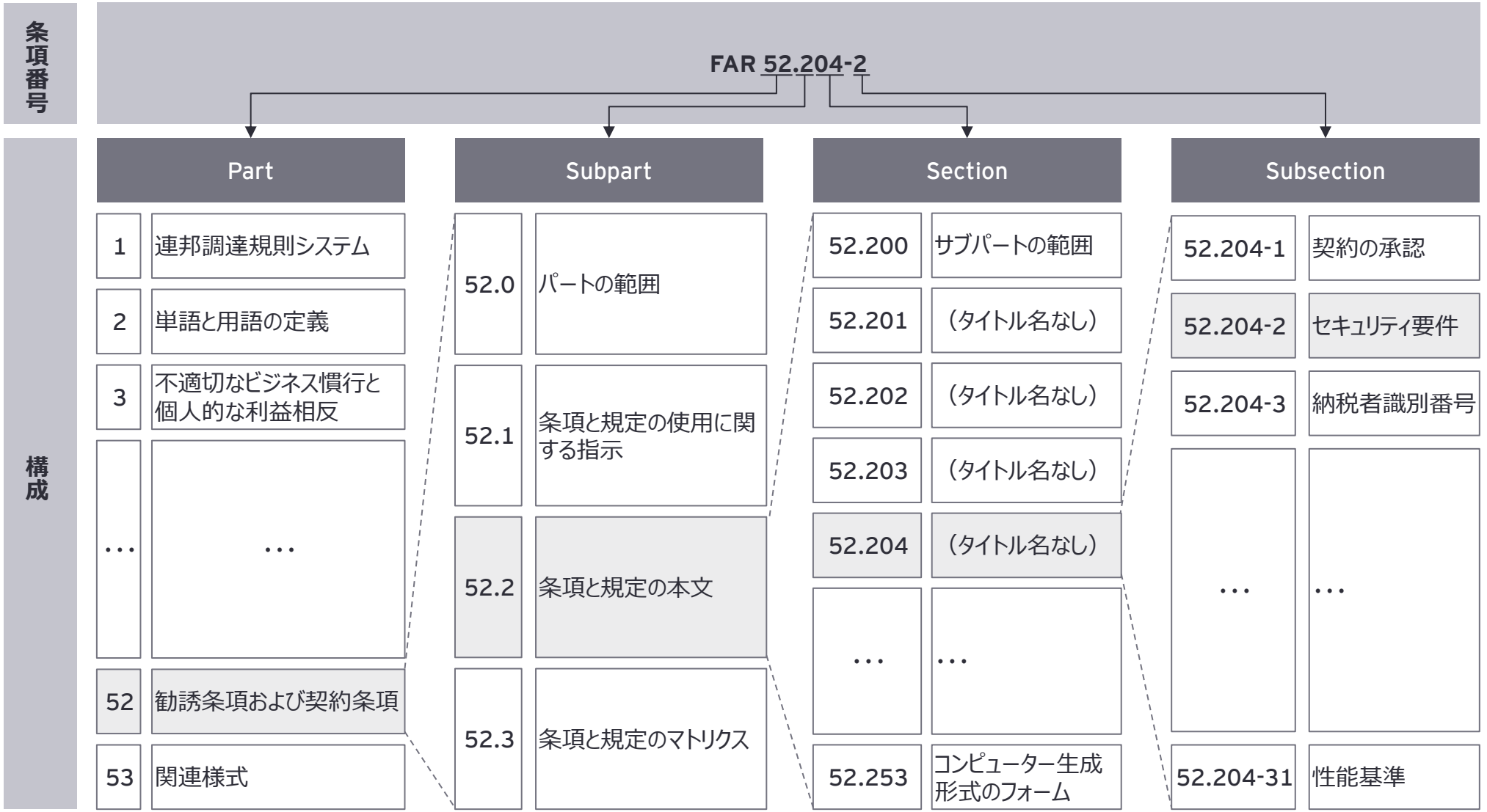

② DFARSの構成

DFARS(Defense Federal Acquisition Regulation Supplement)はDoDが行う調達取引に適用され、DoDとの取引契約をする請負業者/下請け業者が遵守するべき規則である

DFARSとは	▸ DoDが行う物品・役務の調達取引に適用される規則を指す ▸ FARを補足する位置づけの規則である
作成者（※1）	▸ DFARSはDoDによって発行、更新、維持される
設定目的（※2）	▸ 大統領が規定する国家安全保障戦略を達成し、合衆国軍を支援するために必要な技術、プログラム、および製品支援に対する合衆国の投資を管理する ▸ 公正かつ合理的な価格で取引し、任務遂行能力と運用支援において測定可能な改善をすることで、ユーザーのニーズを満たす高品質の物品と役務を取得する
対象機関（※3）	▸ DoD
対象取引（※3）	▸ 米国内での軍事取引契約 ▸ 米国外の軍事販売また北大西洋条約機構の協力プロジェクトを支援するために行われたDoDの契約活動による購入及び契約
企業がDFARSを参照すべき理由（※4, 5）	▸ DoDの請負業者または下請け業者として契約する場合に従うべき、軍事機器およびテクノロジー、サイバーセキュリティ要件を把握する

1. Federal Register :: Suggested Search - Defense Federal Acquisition Regulation Supplement (DFARS)
2. DFARS 201.101参照
3. DFARS 201.104参照
4. FAR vs DFARS Compliance: What's The Difference? - Diener & Associates
5. What is DFARS? Definition, Compliance, and More - Z2Data

DFARSはFARを補足する調達規則の一つであり、FARのタイトルや番号と対応づけて構成されている

Agency FAR Supplementsとは

- DFARSはAgency FAR Supplementsの一つ
- FARだけでは機関特有の運営をカバーできない場合に対してAgency FAR Supplementsが発行される
- DFARSはDoDが機関特有の運営をカバーするために発行したAgency FAR Supplementsである
- 機関の調達規則はFARの内容を再述したり、競合するものではない
- Agency FAR Supplementsには、機関と契約者の関係に関する規則、契約手順、契約条項、入札条件そしてフォームが含まれる

DFARSの構成とFARとの対応

Part	
201	連邦調達規則システム
・・・	・・・
213	少額随意契約（Simplified Acquisition Procedures）
・・・	・・・
252	勧誘条項および契約条項
253	関連様式

Subpart	
213.1	手続き
213.2	極小購入閾値以下での行動
213.3	SAPの手続き
213.4	即時支払い手続き
213.5	ある商用製品/サービスのSAPの手続き
213.70	8(a)プログラムの下でのSAPの手続き

- DFARSとFARのタイトルや番号は対応しているため、DFARSで参照するべき箇所はFARと同様
- 頭の2は、chapter2を示し、01～53の数字がFARと対応している

- FARと対応するサブパート番号等がない場合、サブパート/セクション/サブセクションにおいて70以上の番号が使用される

1. Agency Supplements: The FAR and Its "Child" Regulations (fedsubk.com)

③　新規参入サプライヤーに有益なパート（FAR/DFARS）

新規参入サプライヤーが、参入の初期段階で把握するべきパートを、参入プロセス別にマッピングした

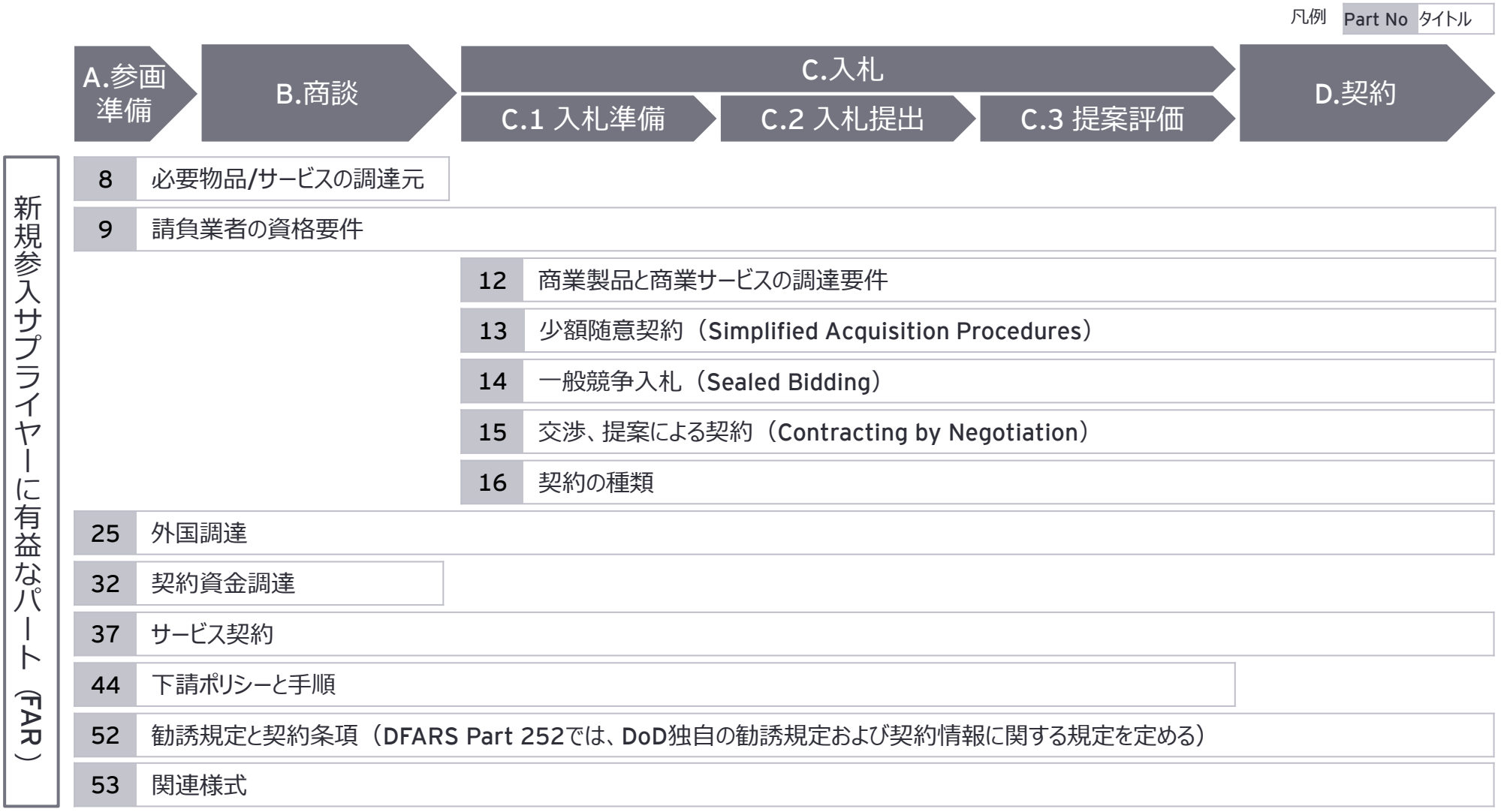

※ 各社の個別の状況に応じて他にも参照すべきパートが存在することには留意が必要

3　参入プロセス

Q. 米軍調達への参画に必要な情報収集、入札、契約の一連のプロセスを知りたい

A.参画準備は共通のステップ
B.商談、C.入札、D.契約は、B.商談時の調達方式に対応したFAR/DFARSに準拠する

調達方式による差がない（共通）

調達方式により異なる

A.参画準備 → B.商談 → C.入札 → D.契約

A.1.入札資格の取得

- 米国政府の専用ホームページ SAMで企業登録
- 在日米海軍補給部関連に入札希望の場合、AsiaNECOで企業登録

A.2.情報収集

- SAM、FPDS、AsiaNECO等データベースより検索
- Source sought /RFI（情報提供依頼）回答
- インダストリーデー参加など

B.商談

- 入札案件の特性（性能要求の難易度、金額、納期等）に基づき、下記の調達方式が確定され、FAR/DFARSに準拠した商談プロセスを実施

交渉を含まない場合

SAP（少額随意契約）（FAR Part 13）	RFQ（見積書依頼）
Sealed Bidding（一般競争入札）（FAR Part 14）	Invitation for Bids(IFB)

交渉を含む場合

Contracting by Negotiation（交渉、提案による契約）（FAR Part 15）	RFP（提案書依頼）

提案内容の修正

RFI:Request for Information
RFQ:Request for Quotation
RFP:Request for Proposal

C.入札 / D.契約

- 調達方式別の具体的な入札、契約プロセスは、各調達方式に対応したFAR/DFARSに従う

A.参画準備

Q. 日本メーカーが米海軍に製品を売り込む場合、一般的にどのようなステップを取るか知りたい

A.参画準備では、SAMやAsiaNECOへの企業登録を行った上で、データベースからの案件情報の検索やインダストリーデーへの参加等により、案件情報を収集する必要がある

A.1 入札資格の取得

1 SAMへの登録

1 NCAGE CODEの申請・取得

- 米政府と現在取引がある、又は取引を予定している会社を認識するための5桁の企業識別コード

2 SAMへの登録

- 米連邦政府の入札管理システムで、実際に入札に参加するにはSAMへの登録が必要

2 在日米海軍補給部関連に入札希望の場合、追加でAsiaNECOへの登録

1 AsiaNECOへの登録

- 米海軍（海兵隊を含む）補給部の電子取引のことで、1件あたり15,000ドル以上の米海軍補給部関連（物資、役務等）の入札案内の掲示や電子入札に使用されている

A.2 情報収集

1 SAM、FPDS、AsiaNECO等データベースより検索

1 SAMでの検索方法

2 FPDSでの検索方法

- 連邦政府の調達活動に関する過去の情報を一般公開するシステム

2 情報提供依頼の回答

1 Source sought回答

- 調達情報へのアクセス改善・競争強化のため、調達機関が行う企業からの情報収集

2 RFI回答

- その時点では調達予定はないが、市場情報等を入手するために調達機関が行う情報収集

3 説明会に参加

1 インダストリーデー参加

- 発注者側と、産業側がマッチングの機会を創出するためのイベント

（参考）SAMの画面サンプル（1/2）

Q. 公示中の米軍の調達情報、過去の調達実績はどのように調べるのか

検索結果のイメージ

① 検索条件を入力
※詳細な検索方法は、Appendix Dを参照

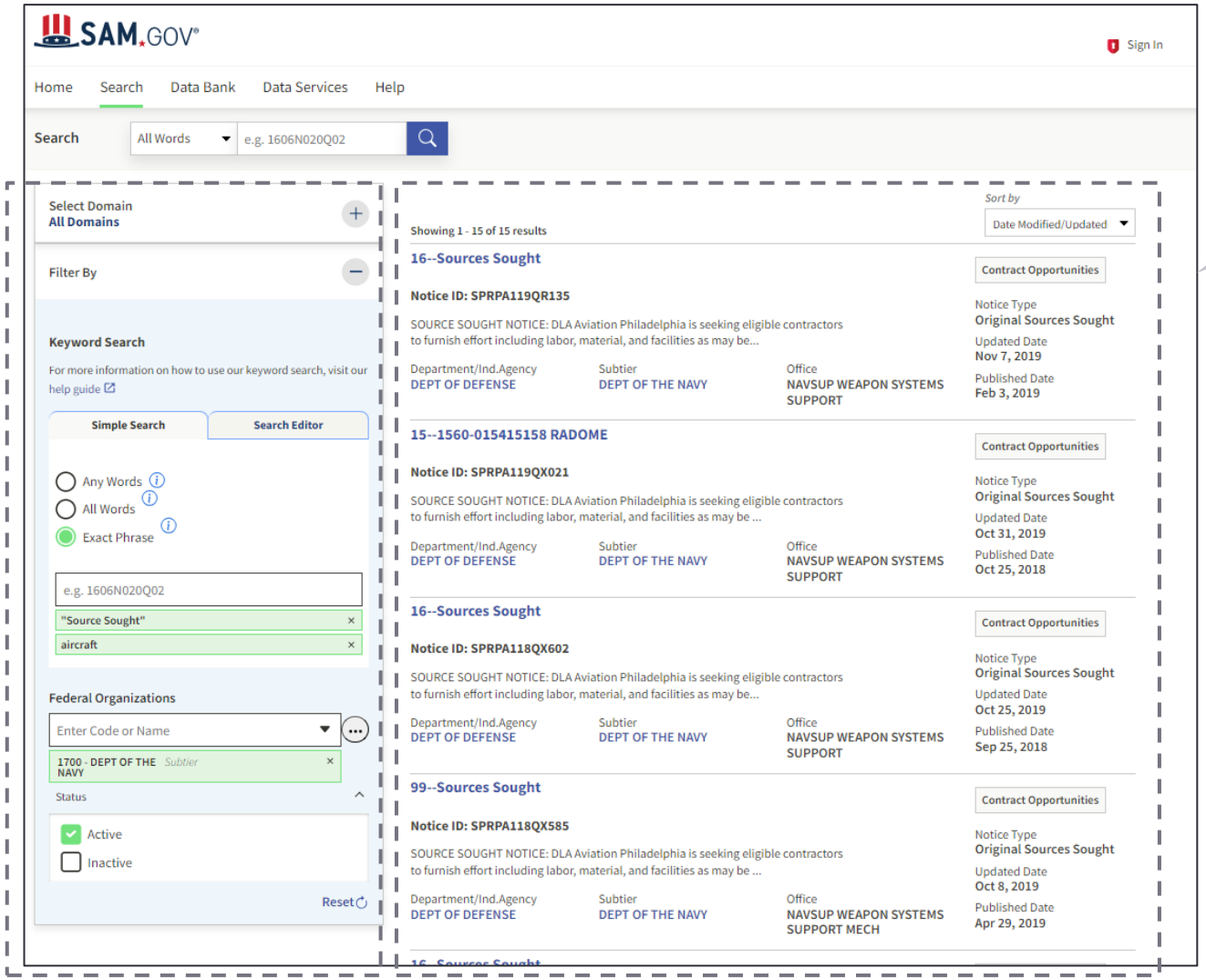

② 現在公募中の案件が一覧で確認できる

（参考）SAMの画面サンプル（2/2）

公示情報のイメージ

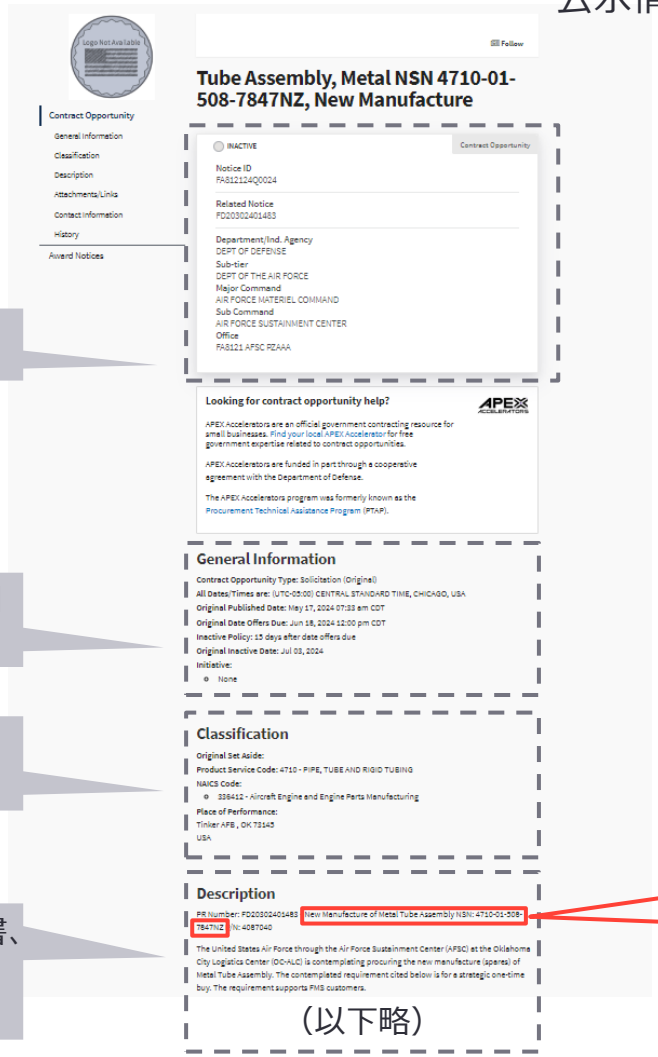

- 調達機関を表示
- 公示の種類、回答期限等を表示
- 産業分類コード、契約履行地を表示
- 公示内容、添付文書、連絡先、更新履歴を表示

New Manufacture of Metal Tube Assembly
NSN: 4710-01-508-7847NZ

- NSN (NATO Stock Number)に適合した製品であることが求められている

B.商談、C.入札、D.契約プロセス

Q. 物品の納入契約について、失注リスクを回避するため、FAR上、開発着手段階から注文の確約を得ることは可能か

SAP（少額随意契約）、Sealed Bidding（一般競争入札）、Contracting by negotiation（交渉、提案による契約）の3種類の調達方式が存在する

	i. SAP （少額随意契約）	ii. Sealed Bidding （一般競争入札）	iii. Contracting by Negotiation （交渉、提案による契約）
適用対象	▸ 原則$250,000以下の調達に適用される、手続きを簡易化した、効率的な調達方式	▸ 品質要求が明確、かつ定義可能な場合に適用される調達方式 ▸ 提出された入札は特定の日程に同時開封され、評価される	▸ 価格以外の要因も評価基準に含め、交渉を必要とする、より複雑な調達や高額な調達に適用される調達方式
種類	▸ BPA（包括購入契約） ▸ SAP（少額随意契約） ▸ Micro-purchase（極小購入契約）	▸ Sealed Bidding（一般競争入札） ▸ Two step sealed bidding（制限付き一般競争入札）	▸ Sole source acquisition（単独調達） ▸ Competitive acquisition（競争調達）
評価基準	▸ 募集に記載の評価基準に従う ▸ （評価基準の例） ① 価格 ② 価格以外の要素（過去の実績、品質等）	▸ 原則LPTA※1（技術適合最低価格選定）	▸ 各案件により、どの項目で評価するか、各項目の優先順位が決まる ▸ （評価基準の例） ① コストもしくは価格評価 ② 過去の調達実績評価 ③ 技術評価
契約形態	▸ （特に指定なし）	▸ FFP※2（完全固定価格契約）又はFP-EPA※3（物価変動調整付固定価格契約）のみ	▸ （特に指定なし）

※1 LPTAとはlowest price technically acceptableの略称
※2 FFPとはFirm fixed priceの略称
※3 FP-EPAとはfixed price with economic price adjustmentの略称

i. SAP（少額随意契約）

Q. Simplified Acquisition Procedures（SAP）の一般的なプロセスを知りたい

SAPには、発注内容が定まっていない場合に適用される包括購入契約と、発注内容が定まっている場合に適用される少額随意契約と極小購入契約、の3つの契約種類が含まれる

- SAPには包括購入契約（BPA: Blanket Purchase Agreement）とそれ以外の少額随意契約（SAP: Simplified Acquisition Procedures）、極小購入契約（micro-purchase）に分けられる
- 少額随意契約と極小購入契約が分類されている目的は、調達規模に応じて管理の複雑さを減らすことで手続きを簡略化することである

包括購入契約

- 包括購入契約とは、需要はあるが発注内容が定まっていない場合に適用される発注前に合意する契約である
- 具体的な適用条件（FAR13.303-2参照）：
  - ① 広範な種類の供給品やサービスが一般的に購入されているが、具体的な品目、数量、納入要件は事前に不明な場合
  - ② 特定の地域での一つ以上のオフィスやプロジェクトに商業的な供給源を提供する必要があり、それ以外の購入権限を持っていないまたは必要としていない場合
  - ③ この手続きを使用することで、数多くの購入注文の作成を避けることが出来る場合
  - ④ 同じ供給品やサービスに対して契約担当部署が使用する必要がある既存の要件契約が存在しない場合

少額随意契約、極小購入契約

- 包括購入契約でないものには少額随意契約と極小購入契約がある
- 以下の金額の閾値に応じて少額随意契約もしくは極小購入契約のプロセスに従って契約が進む

契約種類	原則	商用製品および商用サービス	緊急事態、攻撃からの守備/回復、国際災害援助、大規模災害		40 U.S.C. 31 Ⅳが対象の建設契約	41 U.S.C. 67が対象のサービスの取得契約	備考
			米国内	米国外			
少額随意契約	≦$250,000	≦$7,500,000	≦$15,000,000		–	–	
極小購入契約	≦$10,000	–	≦$20,000	≦$350,000	≦$2,000	≦$2,500	調達機関の長が適切と判断した場合は$10,000以上

Q. Simplified Acquisition Procedures（SAP）の一般的なプロセスを知りたい

包括購入契約は、B.商談において、過去の実績からサプライヤーが選定される

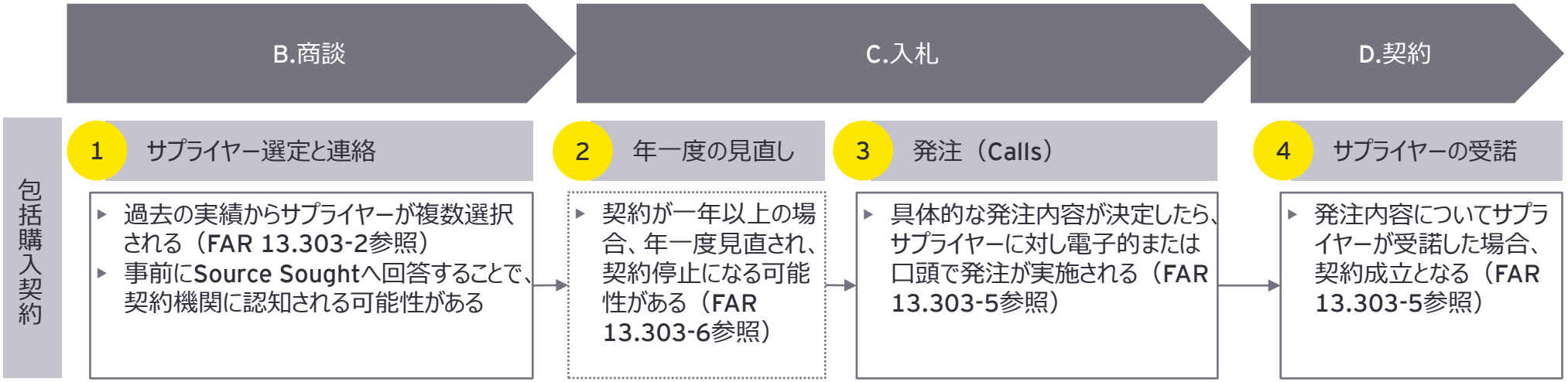

Q. Simplified Acquisition Procedures（SAP）の一般的なプロセスを知りたい

少額随意契約と極小購入契約について、基本的に、入札公告で応札企業を募集するが、極小購入契約は、過去の実績等から一部のサプライヤーのみに募集がかかる場合がある

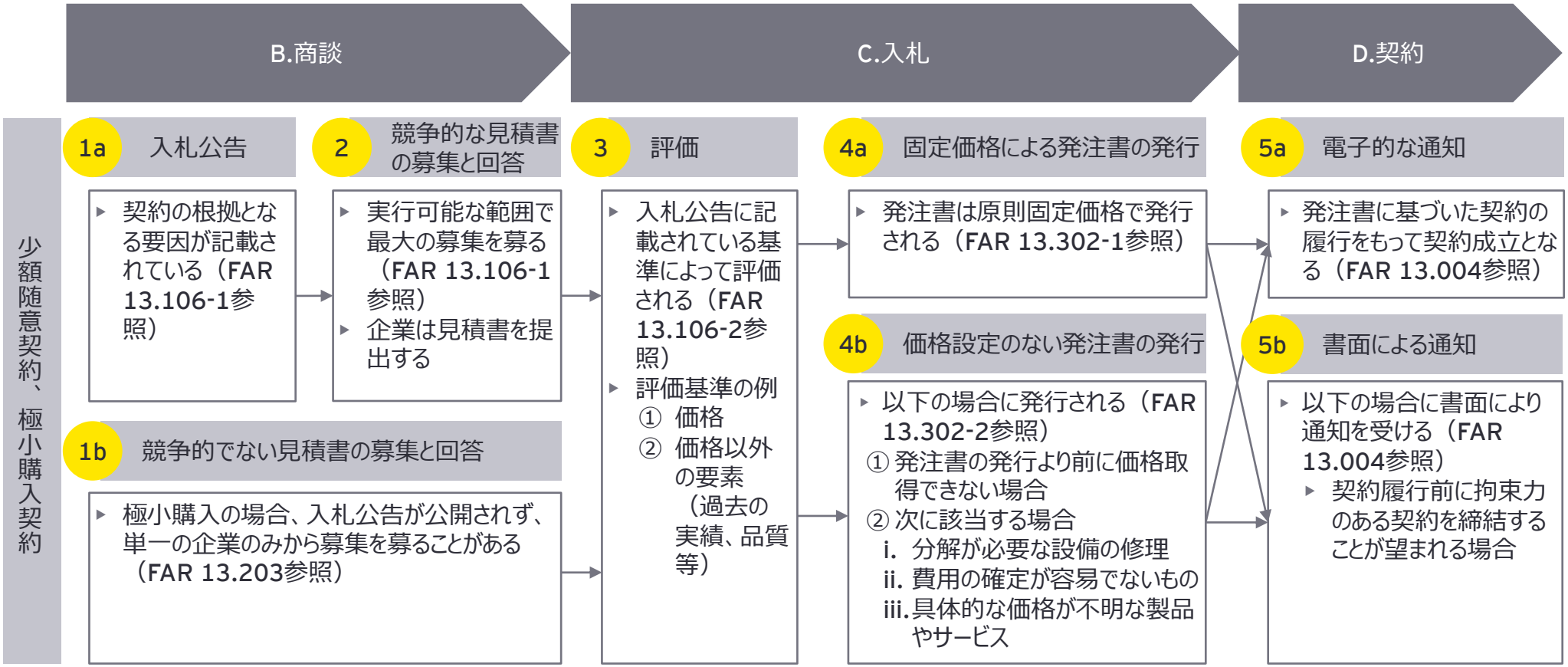

ii. Sealed Bidding（一般競争入札）

Sealed Biddingには、主に価格で評価される一般競争入札と、価格を含まない技術提案を募り、これに通過した企業のみ入札に参加できる制限付き一般競争入札がある

一般競争入札

- 一般競争入札とは、品質要求が明確かつ定義可能で、主に価格に基づいて評価される入札案件に適用される調達方式
- 一般競争入札で使用されるIFB（Invitation for Bids）とは、一般競争入札における入札案内
- 具体的な適用条件（FAR 6.401参照）：
  - ① 封印入札の募集、提出、および評価には十分な時間が確保されている場合
  - ② 価格とその他の価格に関連する要素に基づいて落札が決まる場合
  - ③ 応札者と入札に関する議論・交渉を行う必要がない場合
  - ④ 複数の封印入札が届くと予想される合理的な見込みがある場合

制限付き一般競争入札

- Two Step Sealed Bidding（制限付き一般競争入札）とは、第一段階で、価格を含まない技術提案を提出・評価され、通過した企業のみが第二段階で、上記の一般競争入札と同じプロセスに進む調達方式
- 具体的な適用条件（FAR 14.502参照）：
  - ① 利用可能な仕様書や購入記述が明確でないか、または完全でない場合、または技術的側面の評価や必要な議論なしには制限的すぎる場合
  - ② 技術提案を評価するための明確な基準が存在する場合
  - ③ 技術的に適格なサプライヤーが複数存在することが見込まれる場合
  - ④ 2 段階方式を使用するために十分な時間が確保される場合
  - ⑤ FFP（完全固定価格契約）またはFP-EPA（物価変動調整付固定価格契約）が使用される場合

Sealed Biddingは、B.商談プロセスにおいて、入札前会議や書面・電話での疑義申立を通じて、公告内容の理解を深めることができる

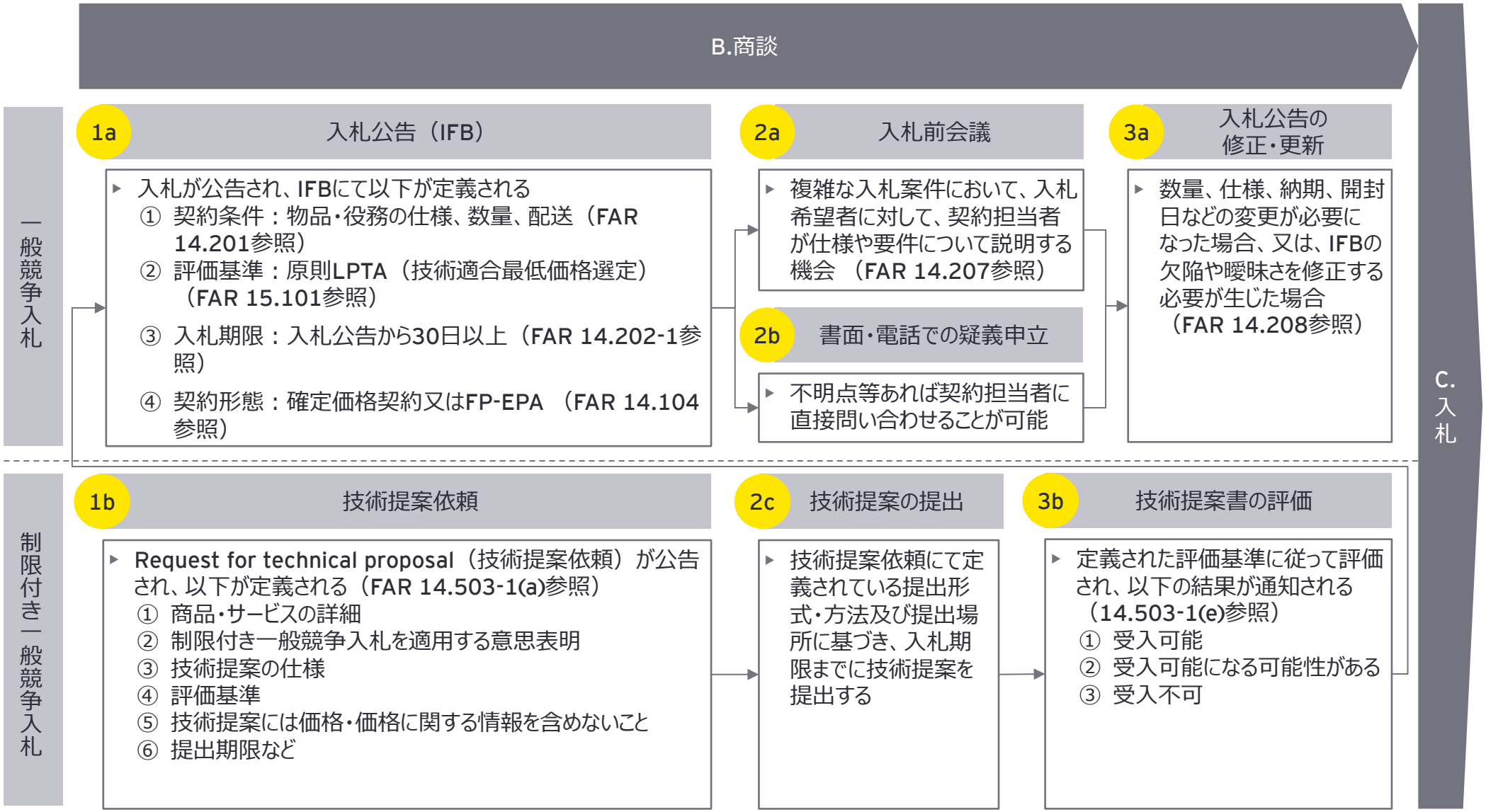

Sealed Biddingは、入札について、価格及び価格関連要素のみを考慮して、政府にとって最も有利となる入札者に契約を発注する

C.入札 D.契約

	1 入札提出	2 開札	3 入札評価	4 契約業者の決定と通知
一般競争入札 制限付き一般競争入札	▸ 入札者は、IFBで定義された時刻までに、IFBで定義された官庁に到着するよう、IFBで定義された入札形式に基づき入札書およびその変更・撤回の提出を行う責任がある（FAR 14.304参照）	▸ 機密性がない入札案件については、契約担当官が、 (1) 開札時刻までに受領したすべての入札書を自ら開札し、 (2) 可能であれば出席者に向けて口頭で入札内容を読み上げ、 (3) 入札内容を記録する（FAR 14.402-1参照） ▸ 機密性がある入札案件については、一般市民は参加することができず、入札者は、適切なセキュリティクリアランスを持つ個人であれば、出席できる。機密性がある入札に関する入札・入札価格は公表されない（FAR 14.402-2参照）	▸ 契約担当官は、 (1) 書面又は電子的な通知により、 (2) IFBに定義された入札期限又は延長期限内に、 (3) 価格及び招請に含まれる価格関連要素のみを考慮し、招請に適合した入札が政府にとって最も有利となる責任ある入札者に契約を発注する（FAR 14.408参照） ▸ 二つ以上の低価格入札がすべての点で同等である場合は、以下の優先順位で契約を締結する（FAR 14.408-6参照）： ① 労働余剰地域でもある中小企業 ② その他の中小企業 ③ その他の企業	▸ 契約担当官は、最低限、契約締結後3日以内に、落選した各入札者に対し、入札が落札されなかった旨を書面または電子媒体で通知しなければならない（FAR 14.409-1参照） ▸ 落札者の名前と契約価格は、落札しなかった入札者の要求があった場合にのみ、提供される。機密扱いの落札に関する情報は、電話では提供されない（FAR 14.409-2参照）

iii. Contracting by Negotiation
（交渉、提案による契約）

Contracting by Negotiationには、特定の商品・サービスについて、一つのサプライヤーからのみ調達する単独調達と、複数サプライヤーと交渉する競争調達がある

- Contracting by Negotiation（交渉、提案による契約）は、一般競争入札が適切でない場合に適用され、単独調達と競争調達の2種類が含まれる

単独調達

- 単独調達とは、機関が一つの供給源のみを対象に入札を行い、交渉した上で契約締結をする、もしくは締結を提案する供給品やサービスの契約を指す（FAR 2.101参照）
- 単独調達は、調達先が一つしかなく、それ以外では要求を満たせない場合に適用される（FAR 6.302-1参照）
- 適用条件の具体例（FAR 6.302-1参照）：

① 以下の条件を満たす未承諾の提案を供給源が提出する場合
- （A）ユニークで革新的な提案
- （B）他にはない概念またはサービスの提案
- （C）保留中の競争調達に類似しない

② 大規模システムまたは高度に特殊化した装置、その主要な部品の継続的な開発または生産のための後続契約の場合であり、かつ、その他の供給源への発注が以下に繋がる場合
- （A）費用の大幅な重複が生じる
- （B）機関の要求を満たすために大幅な遅延が生じる

③ 国防総省、NASA、および沿岸警備隊の、高度に特殊化したサービスの継続的な提供に関する後続契約の場合であり、かつ、その他の供給源への発注が以下に繋がる場合
- （A）費用の大幅な重複が生じる
- （B）機関の要求を満たすために大幅な遅延が生じる

競争調達

- 競争調達とは、契約の可能性のあるサプライヤーが複数ある調達を指す
- 競争調達は、交渉、提案による契約の中でも単独調達が適切でない場合に適用される
- 評価方法にはTradeoffプロセスとLPTAプロセスの2種類がある

Contracting by Negotiationでは、提案書を提出した後、交渉プロセスにおいて契約担当官と議論したり、提案書を修正したり、必要に応じて価格データを提出することがある

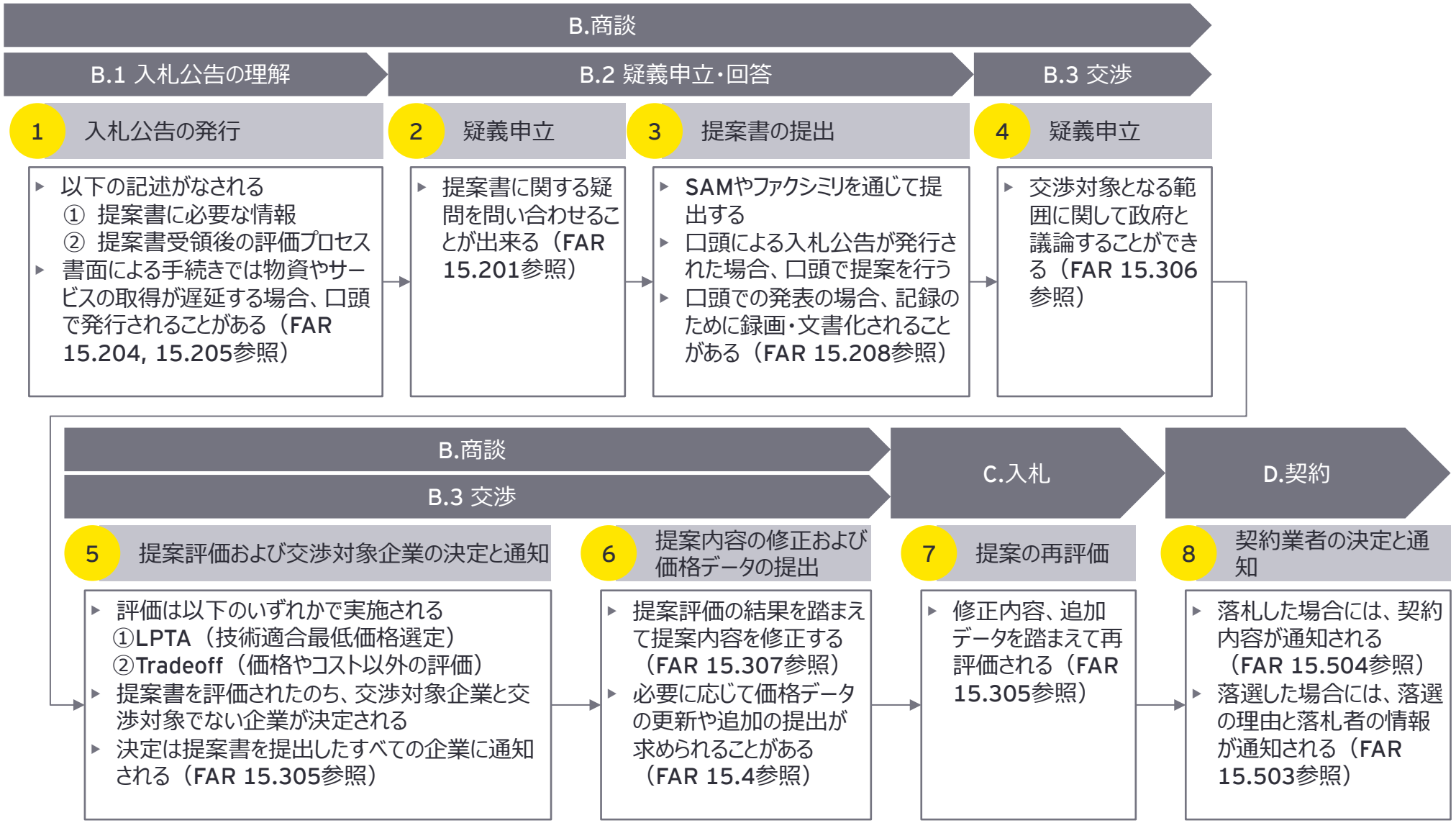

競争調達には、価格や技術以外の項目を考慮して評価するTradeoffプロセスと、技術要件を満たした最低価格のサプライヤーを選定するLPTAプロセスの2つの評価プロセスがある

- 競争調達におけるサプライヤー選択の方法には、TradeoffとLPTA（技術適合最低価格選定）の2つのプロセスがあり、評価方法で違いが生じる

競争調達

Tradeoffプロセス

- Tradeoffプロセスは、最低価格の提示者や最も技術的に評価の高い提示者以外と契約することが最善の場合に適用される（FAR 15.101-1参照）
- Tradeoffプロセスの場合、以下が適用される
  - ① 契約付与に影響を与えるすべての評価要素と重要な副要素、及び、それらの相対的な重要性が、入札公告で明確に記述されること
  - ② コスト又は価格以外のすべての評価要素の組み合わせについて、コスト又は価格よりも際立って重要なのか、同等なのか、際立って重要でないかが、入札公告に記述されること

LPTAプロセス

- LPTAプロセスは、技術要件を満たした提案の中で、評価額が最低である契約を選定することで、最適な価値が得られると予想される場合に適用される（FAR 15.101-2参照）
- LPTAプロセスの場合、以下が適用される
  - ① 評価要素と重要な副要素は、入札公告に記載されている。ただし、過去の実績は評価項目に含める必要がない
  - ② Tradeoffと併用されない
  - ③ 提案は非コスト/価格要素を用いて受け入れ可能性のために評価されるが、ランク付けはされない
  - ④ 提案書提出者と政府で意見交換や議論が行われる場合がある（FAR 15.306参照）

4　NATOカタログ制度との関連

1　米国との契約に至るまでのステップ（例）

5 ***入札・契約***

米国入札システムに参加が可能となる

4 ***SAM登録***

米国取引向けシステムにて企業情報を年次ごとに登録

3 ***UEI取得***

法人識別番号である**Unique Entity ID**を取得

2 ***SAMサインイン***

System for Award Managementと呼ばれる
米国取引向けシステムにてアカウントを作成する

1 ***NCAGE登録***

NATO管轄製造業者識別システムである
NATO Commercial and Government Entityへの登録を行う

NATOカタログ制度内の手続き

２　NCAGE (NATO Commercial and Government Entity)とは

１　NCAGE Codeは1事業体に対し1つ割り当てられる。
２　NCAGEに収録される情報管理は企業自身が行う。
３　NCAGEは、品目情報と紐づけて管理され調達実績の記録とし、サプライチェーンマネジメントに使用される。

例えば・・・

「J0415」NCAGE

「防衛装備庁調達企画課」

NCAGE内に収録される情報

一般情報
登録名、所在国

連絡先情報
電話番号、メールアドレス、HP

所在地情報
所在地、郵便番号（私書箱含む）

追加情報
法人番号、国際標準の事業者コード

業種情報
製造業・小売業・役務業…

あなたの組織のNCAGEには、どんな情報が登録されていますか？？（NATOのWEBページ）

https://eportal.nspa.nato.int/Codification/CageTool/home

3　NCAGE と結びつく情報

NCAGEは様々な情報と結びついている

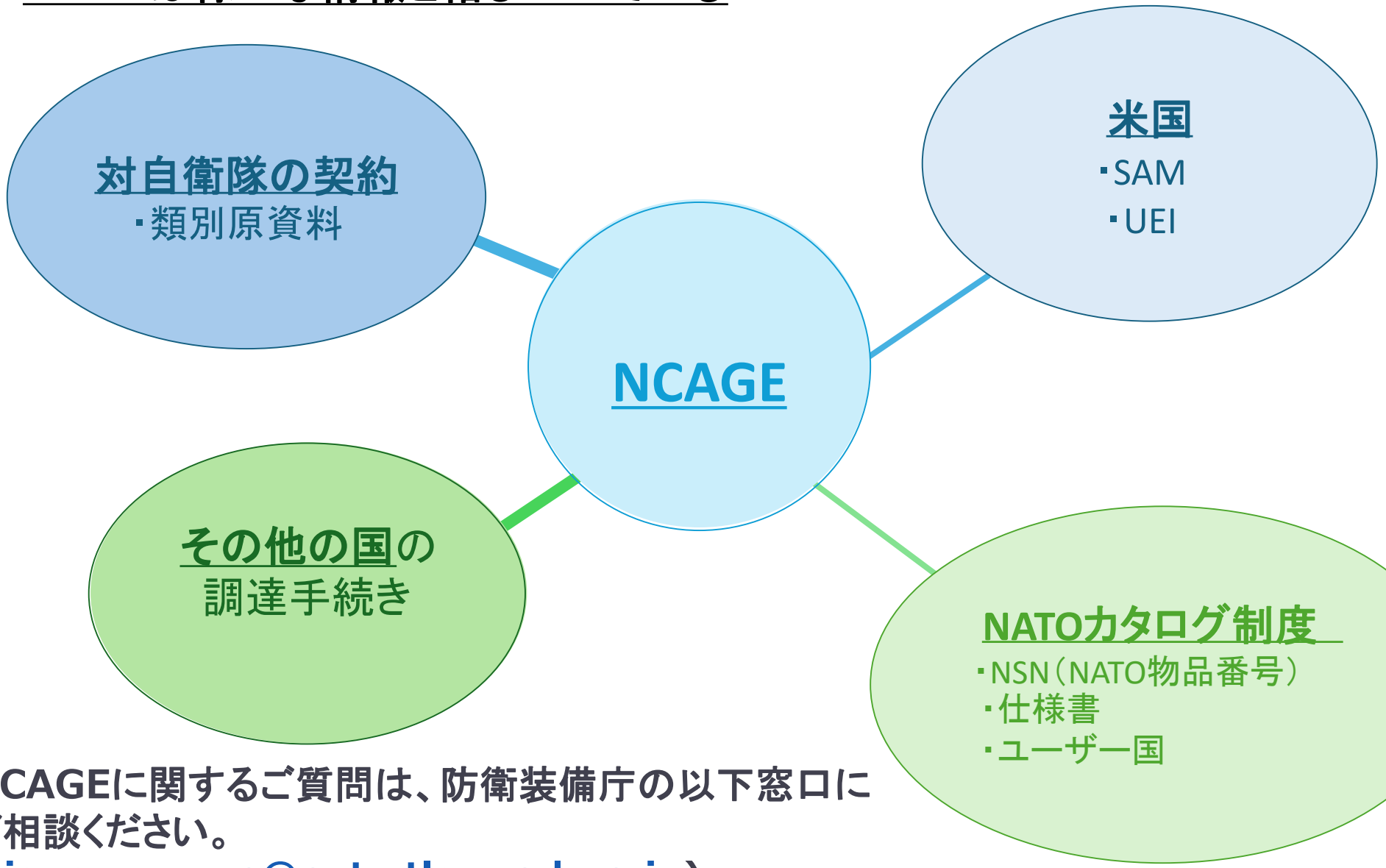

NCAGEに関するご質問は、防衛装備庁の以下窓口にご相談ください。
（japan-ncage@ext.atla.mod.go.jp）

4　NATO物品番号－NSN (NATO Stock Number)

1つの補給品目 ＝ 1つのNSN

調達実績のある製品

SONY – part No. ABC

PHILLIPS – part No. 123

TESLA – part No. A214

OSRAM – part No. y18p

補給品

分類番号　国別番号　識別番号

6240 – 30 – 123 - 4567

42

5　NATOカタログ制度の目的・原則

（NATO Codification System：NCS）

NCSの目的

- 補給の共通言語を確立する
- 相互運用・相互互換を可能にする
- 在庫の重複を極減しコストを削減する
- 購買可能性を上げ品質向上を支援する

NCSの原則

- １つの補給品目に１つのNSNを付与する
- 設計権を保有する国のNCBが責任をもって登録する

NCB：National Codification Bureau（国家類別局）

※ 日本では、**防衛装備庁 調達企画課　類別・標準化企画室**が担任

43

6　NATOカタログ制度に参加する国々

（NATO Codification System：NCS）

NATOカタログ制度に参加する国々

【NCS参加ステータスと権限】

Tier2：　データベース閲覧に加え

データ登録・交換

Tier1：　データベース閲覧のみ

NATO加盟国(３２)

Tier2国(18)

2020年10月、日本はTier1からTier2へ昇格

Tier1国(15)

2011年4月、日本がTier1参加

非参加国

現在の参加国は、
６５か国

NATOカタログ制度に関するご質問は、防衛装備庁の以下窓口にご相談ください。
（japan_ncb@ext.atla.mod.go.jp）

44

5 Buy Americanルール

Buy Americanルールを試行するための規定が、FARパート25及びDFARSパート225に設けられている

1. 全般

- USC（合衆国法典）のTitle 41 Chapter 83において、Buy Americanルールが設けられており、これを施行するための規定が、FAR Part 25 Foreign Acquisition（国外調達）に設けられている
- また、国防総省が行う調達に関しては、DFARS Part 225（国外調達）において、FARの補足規定が設けられています

【Buy American規定とFAR及びDFARSの対応関係】

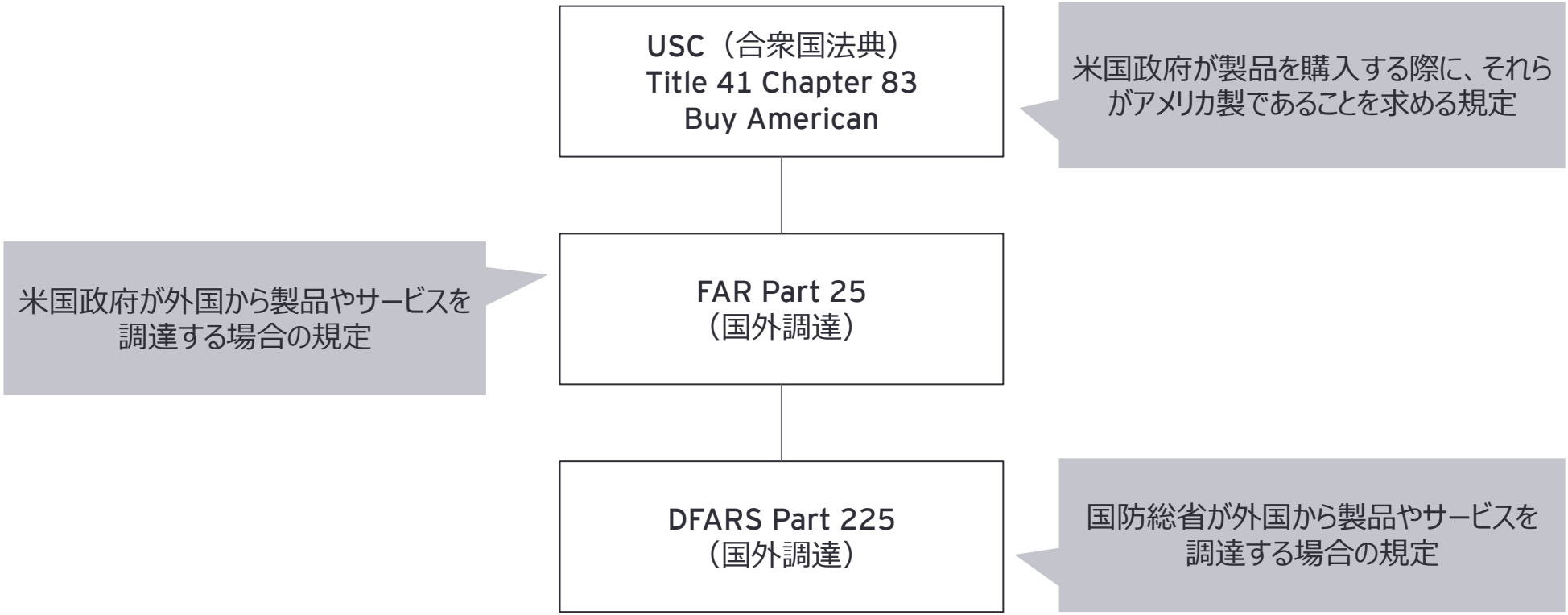

米国内で調達される製品へのBuy Americanルールの適用については、FARサブパート25.1を参照する必要がある

- FAR Part 25は、25.1～25.11のサブパートで構成されており、米国内で調達される製品へのBuy Americanルールの適用については、サブパート25.1に規定がある

【各サブパートの内容】

調達内容毎の原則・例外を規定		例外に該当する貿易協定を規定
25.1（米国内での製品の調達）	×	25.4（貿易協定）
25.2（米国内での建設の調達）		

BA※の適用範囲に関する規定

具体的な規則の適用等を規定	
25.3（米国外での調達）	25.8（その他の国際合意）
25.5（国外からの提案の評価）	25.9（関税）
25.6（建設資材へのBA※等適用）	25.10（追加規則）
25.7（禁止される供給元）	25.11（募集・契約）

※BA: Buy Americanルール

Q. Buy Americanルールの適用対象と例外を知りたい

原則

2. 原則

- Buy Americanルールの下では、原則として、米国内で政府が調達する製品は、“domestic end product”に限られる（FAR 25.102、DFARS 225.101）
- “domestic end product”と評価されるには、最終製品が米国内で製造されていることに加え、以下のコスト要件を満たす必要がある

製品の種類	FAR	DFARS（国防総省が行う調達に適用）
鉄鋼製品以外	▸ 米国製の部品のコストが、全部品コストの60%以上であること（FAR 25.101 (a) (2) (i)）	▸ 米国製及び適格国※1製の部品のコストが、全部品コストの60%以上※2であること（DFARS 225.101 (a)）
鉄鋼製品（製品の全部又は大部分が鉄鋼、又は、その組み合わせの場合）	▸ 外国製の鉄鋼のコストが、最終製品の全部品コストの5%未満であること（FAR 25.101 (a) (2) (ii)）	▸ 米国又は適格国以外で生産された鉄鋼のコストが、最終製品の全部品コストの5%未満であること（DFARS 225.101 (b)）

※ 適格国（qualifying country）には、日本を含む（DFARS 225.872-1(a)）

※1 適格国（qualifying country）には、日本を含む（DFARS 225.872-1(a)）

※2 2024年から2028年までの納入品目は65%、2029年暦年以降に納入された品目は75%となる（DFARS 225.101(a)）

※3 “domestic end product”と評価されるための部品コストの割合は、DFARSの改正に伴い変わる可能性がある点に注意が必要

Q. Buy Americanルールの適用対象と例外を知りたい

例外的に外国製品を調達できる場合

3. 例外

- 例外的に外国製品を調達できる場合として、FAR及びDFARSに以下の規定が存在する※

FAR	DFARS（国防総省が行う調達に適用）
1. 公共の利益 Buy American規定を包括的に例外とする二国間合意のある場合 2. 利用不可 米国内では、十分かつ合理的に利用可能な商業的数量と、満足いく品質を満たせない場合 3. 不合理なコスト 評価係数を用いてコスト調整を行った際、米国内最終製品のコストが不合理な場合 4. 再販 委託再販の場合 5. 商用製品である技術情報 2004会計年度以降の資金を用いて、当該調達を行う場合 （FAR 25.103 (a)～(e)）	1. 公共の利益 覚書及びその他の国際協定の結果として、Buy American規定を適用しない場合 2. 利用不可 米国内からの提案では、要求を満たせない場合 3. 不合理なコスト 評価係数を用いてコスト調整を行った際、米国内最終製品のコストが不合理な場合 （DFARS 225.103 (a)～(c)）

※各調達案件において、実際にBuy Americanルールが免除されるか否かについては、個別に契約機関に問い合わせることが確実

Q. Buy Americanルールの適用対象と例外を知りたい

DoD調達における例外の一例

4. DoD調達における"qualifying country end product"について

- DoDが行う調達においては、公共の利益を理由に、一定の要件を満たした適格国（日本を含む）の最終製品である、"qualifying country end product"には、Buy American規定は適用されないとの規定が設けられている（DFARS 225.103(a)、DFARS 225.872-1(a)）
- "qualifying country end product"と評価されるには、以下の要件を満たす必要がある（DFARS 225.003）

パターン	要件１	要件２
パターン1	(1) 適格国内で採掘又は生成された未加工の最終製品	－
パターン2	(2) 適格国内で製造された最終製品で、 要件2の(i)又は(ii)に該当するもの	(i) 以下の部品コストが、全部品コストの60%を越える場合（※1） (A)適格国で採掘、生成、製造された部品 (B)米国内で採掘、生成、製造された部品 (C)米政府が、米国内では品質を満たす量が採掘、生成、製造されていないと判断した外国製の部品
		(ii) 当該最終製品が、COTS（市販品）である場合

※1 ただし、契約に代替の割合が設定されていない限り、2024年から2028年までの納入品目は65%、2029年暦年以降に納入された品目は75%となる（DFARS 225.003）

※2 "qualifying country end product"と評価されるための部品コストの割合は、DFARSの改正に伴い変わる可能性がある点に注意が必要

Buy Americanルールの適用除外にあたっての留意事項

▸ 最終製品に占める、適格国由来の部品コストに応じ、Buy American法の適用有無が決定される

米政府と契約する場合

（例）Buy Americanルールの適用を免れる場合

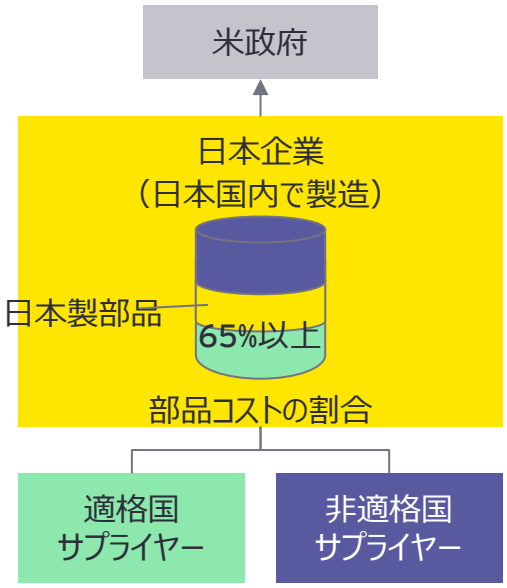

▸ 適格国内で製造された最終製品で、かつ、適格国が由来の部品のコストが65%以上なため、Buy Americanルールの適用を免れる（DFARS 225.003）

（例）Buy Americanルールの適用を受ける場合

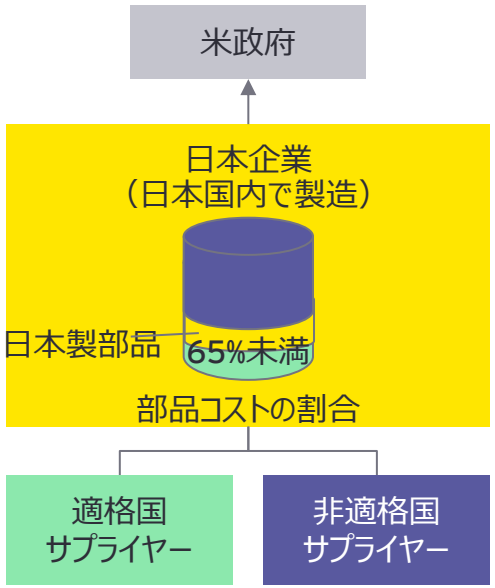

▸ 適格国内で製造された最終製品だが、適格国が由来の部品のコストが65%未満なため、Buy Americanルールの適用を受ける（DFARS 225.003）

米国の防衛プライムと契約する場合

（例）Buy Americanルールの適用を直接受けないが、プライムによるサプライヤーの選定の考慮要素となる場合

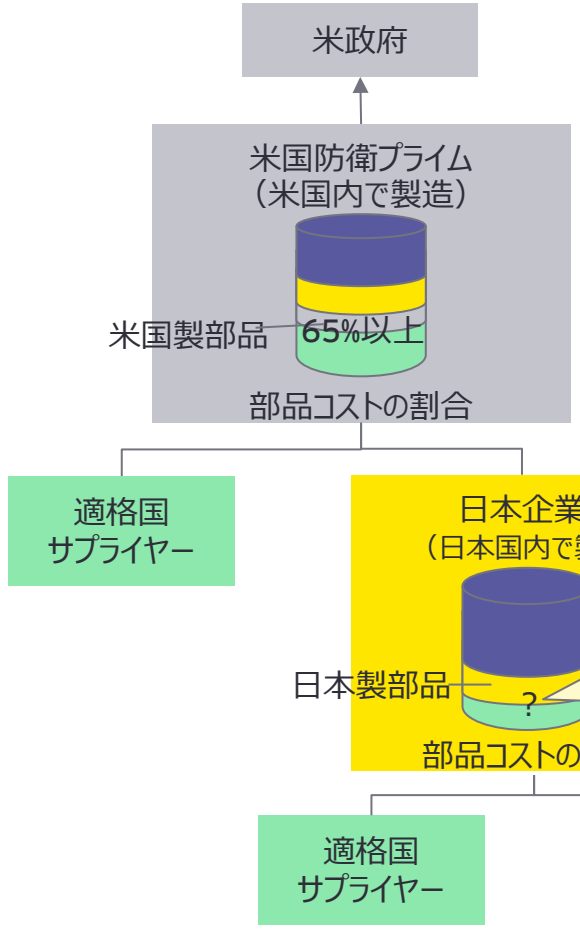

▸ 米国プライムが納入する部品コストの65%以上がは、自国又は適格国由来である必要（DFARS 225.101 (a) ）

▸ 他のサプライヤーとの合計で自国又は適格国由来の部品コストが65%以上となる必要があるため、日本企業に要求される適格国由来の部品コスト割合はプライム企業からの要求に依る

※鉄鋼が大部分を占める製品の場合、米国または適格国以外で生産されるコストは全コストの5%以下でなければならない

適格国について

- Buy American法の、適格国（Qualifying Country）に該当する国は、DFARS 225.003に記載されている
- 2024年10月31日時点で、以下の国が適格国として記載されている

適格国（2024年10月31日時点）	
▸ オーストラリア ▸ オーストリア ▸ ベルギー ▸ カナダ ▸ チェコ共和国 ▸ デンマーク ▸ エジプト ▸ エストニア ▸ フィンランド ▸ フランス ▸ ドイツ ▸ ギリシャ ▸ イスラエル ▸ イタリア ▸ 日本 ▸ ラトビア ▸ リトアニア ▸ ルクセンブルク	▸ オランダ ▸ ノルウェー ▸ ポーランド ▸ ポルトガル ▸ スロベニア ▸ スペイン ▸ スウェーデン ▸ スイス ▸ トルコ ▸ イギリス